

川崎市自治推進委員会報告書

～市民自治の推進に向けた10の提言～

【 第1期 】

平成20年3月

川崎市自治推進委員会

3 区民会議（第22条）

市においては、第22条の規定に基づき、参加及び協働による地域の課題解決を目的として調査審議する区民会議を、次のとおり設置している。

(1) 区民会議の仕組み

ア 設置の根拠

自治基本条例は、身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加と協働による暮らしやすい地域社会を築くため、第19条「区及び区役所の設置」とともに、第22条で「区民会議」について規定しており、市は、その規定に基づき区民会議条例を制定した。

イ 目的及び取組

区民会議は、区民の参加及び協働による区における地域社会の課題の解決を図るための調査審議を行う（区民会議条例第1条）機関である。

これまで、各区において、整理した地域の課題の中から優先的に調査審議すべき課題を選定するとともに、全体会議と専門部会等を通じて、課題解決に向けた取組を行ってきた。

ウ 審議結果と区の役割

区は、審議結果を踏まえて、区民会議で選定された地域の課題について、「区民が自主的に取り組む課題」、「区民と区役所の協働で取り組む課題」、「区役所又は関係局など主に行政が担うべき課題」などの類型に整理し、区計画の策定や予算編成と連動させて地域の課題解決の実効性を確保するなど、区民との協働の推進及び関係局との連携等に必要な取組を行っている。

エ 地域の課題解決に向けた予算措置

主に区民と区の協働による取組として選定された事業については、前述の「協働推進事業費²²」も活用しながら実施している。

特に、一部の区では、公共的・公益的な課題に対して区民が企画提案、実践を行う協働型等の事業提案制度²³を創設し、広く市民の視点からの、地域の課題解決に向けた協働の取組を推進している。

オ 区と市（局）の調整の仕組み

「区又は関係局など主に行政が担うべき地域の課題」とされるものについては、

²² 詳細は、本文 p.22 「協働推進事業費」の項目を参照

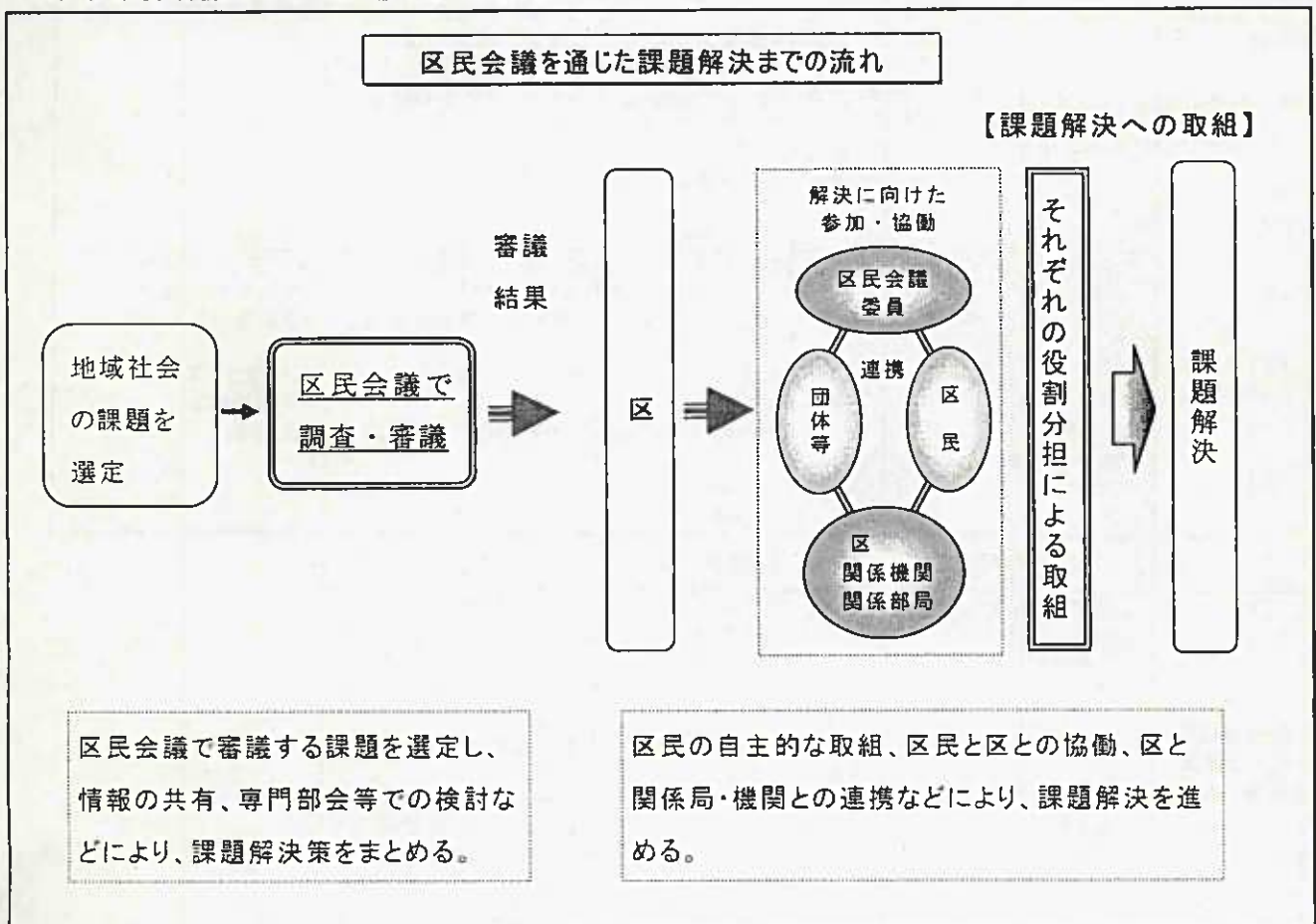
²³ 詳細は、本文 p.22 「協働型等の事業提案制度」の項目を参照

市が主要な地域の課題として位置付け²⁴、「区の課題解決に向けた取組の予算」として予算を計上し、財源面から実効性を担保しようと工夫している。

また、これまで情報の共有や予算付け等に課題があった局区間の関係について、「区における総合行政の推進に関する規則」を制定（平成 18 年 4 月施行）し、局区間の課題調整、予算調整、財源調整等を円滑に進める仕組みの整備を行うことで、暮らしやすい地域社会の形成に向けて区における総合行政の推進を図るとともに、区民会議との関係では、審議結果の具現化に努めている。

図 5 では、区民会議を通じた課題解決までの流れについて、大まかなイメージを示している。

< 区民会議の仕組み【 図 5 】 >



²⁴ 局区間調整を行った結果、平成 19 年度は、放置自転車等対策事業や緑化推進施策、市民活動支援施設活用事業など 18 事業（予算総計 5 億 6 千万円）が選定された。

(2) 各区区民会議の取組状況

区民会議の仕組みは区民会議条例に規定されているが、取り上げる課題や調査審議の手法等については、各区の運用に任されている。各区の運営状況とともに、本委員会でヒアリングを実施した区における特徴的な取組について、次の表 9 のとおり整理した。

<各区区民会議の運営状況一覧【表 9】>

| | 川崎区 | 幸区 | 中原区 | 高津区 |
|--------------|--|--|---|---|
| 全体会議での主な審議課題 | <p><平成 18 年度></p> <p>①区のイメージアップ</p> <p>②子供の安全・安心を中心とした地域子育て支援</p> <p><平成 19 年度></p> <p>①地域コミュニティの充実</p> | <p><平成 18 年度></p> <p>①地域防災活動の推進</p> <p>②魅力づくりと市民活動の推進</p> <p>③健康で生きがいのもてる地域づくり</p> <p>④安心して子育てできる環境づくり</p> <p><平成 19 年度></p> <p>①身近な地域での高齢者の健康づくり</p> <p>②安心して子育てできる環境づくり</p> <p>③地域でのごみ減量・リサイクル</p> <p>④自転車に係わる交通安全</p> | <p><平成 18 年度></p> <p>①地域で支える高齢化社会</p> <p>②地域の安全・安心をどう守るか</p> <p>③地域の中の商店街</p> <p><平成 19 年度></p> <p>①地域に参加し、地域で学ぶ</p> <p>②地域で取り組む環境対策</p> | <p><平成 18 年度></p> <p>①子ども・子育て支援</p> <p>②放置自転車問題</p> <p>③安全・安心のまちづくり</p> <p><平成 19 年度></p> <p>①安全・安心のまちづくり</p> <p>②環境まちづくり</p> |
| 専門部会等の設置状況 | <p><平成 18 年度></p> <p>・幹事会</p> <p>・子育て支援部会</p> <p>・イメージアップ部会</p> <p><平成 19 年度></p> <p>・幹事会</p> <p>・地域防災部会</p> <p>・シニアパワー部会</p> | <p><平成 18 年度></p> <p>・安全・安心・すこやか部会</p> <p>・子育て・環境・魅力づくり部会</p> <p>・企画運営部会</p> <p><平成 19 年度></p> <p>・安全・安心・すこやか部会</p> <p>・子育て・環境・魅力づくり部会</p> <p>・企画運営部会</p> | <p><平成 18 年度></p> <p>・運営部会</p> <p>・協働推進事業検討部会</p> <p><平成 19 年度></p> <p>・運営部会</p> <p>・協働推進事業検討部会</p> | <p><平成 18 年度></p> <p>・事前検討会議</p> <p>・正副委員長会議</p> <p><平成 19 年度></p> <p>・事前検討会議</p> <p>・正副委員長会議</p> |
| | 宮前区 | 多摩区 | 麻生区 | |
| 全体会議での主な審議課題 | <p><平成 18 年度></p> <p>①地域防災力の向上</p> <p>②高齢者福祉</p> <p>③子育て支援</p> <p>④地域におけるコミュニティの形成</p> <p><平成 19 年度></p> <p>①地域防災力の向上</p> <p>②地域におけるコミュニティの形成</p> | <p><平成 18 年度></p> <p>「多摩区の魅力づくり」</p> <p>①区民情報ひろば</p> <p>②まちおこし</p> <p>③こどもの外遊び</p> <p><平成 19 年度></p> <p>「多摩区の魅力づくり」</p> <p>①区民情報ひろば</p> <p>②まちおこし</p> <p>③こどもの外遊び</p> <p>④市民活動支援拠点の拡充</p> | <p><平成 18 年度></p> <p>「心が響きあう地域づくり」</p> <p>①子どもの見守り～地域のつながり「あいさつ」がはじまり～</p> <p>②地元農産物と地域の交流</p> <p><平成 19 年度></p> <p>「心が響きあう地域づくり」</p> <p>①地元農産物と地域の交流</p> <p>②高齢者</p> | |
| 専門部会等の設置状況 | <p><平成 18 年度></p> <p>・高齢者福祉部会</p> <p>・子ども部会</p> <p>・明日のコミュニティ部会</p> <p>・企画部会</p> <p><平成 19 年度></p> <p>・明日のコミュニティ部会</p> <p>・地域防災部会</p> <p>・企画部会</p> | <p><平成 18 年度></p> <p>・協働推進部会</p> <p>・区民情報ひろば部会</p> <p>・まちおこし部会</p> <p>・こどもの外遊び部会</p> <p><平成 19 年度></p> <p>・協働推進部会</p> <p>・区民情報ひろば部会</p> <p>・まちおこし部会</p> <p>・こどもの外遊び部会</p> | <p><平成 18 年度></p> <p>・企画部会</p> <p>・農の専門部会</p> <p><平成 19 年度></p> <p>・企画部会</p> <p>・農の専門部会</p> <p>・「高齢者」専門部会</p> | |

ア 区民会議と市民活動団体との連携に関する事例

中原区区民会議では、実際に地域で活動している区民に対して、自身が活動している中で抱えている問題点や地域や行政からどのようなサポートが必要なのかなどを事前に取材している。そして審議の場で、取材した内容をビデオ映像により報告するとともに、課題に係る関係者からの区民会議での講演により、課題に対する共通認識を図り議論を深めている。

また、報告された活動を、更に地域に広げていくには、区民会議として何ができるのか等について、具体的な議論を行っており、その議論の結果を実際に委員が地域や出身母体である団体に情報提供している。こうした取組により、区民会議の議論が地域に広がりを見せていると考えられる。

イ 市民の参加を促すための情報発信に関する事例

宮前区区民会議では、区民会議について区民と情報共有し共通理解を図るため、平成 19 年 3 月に区民会議フォーラムを開催した。フォーラムでは、「区民会議の意義と役割（区役所職員）」「平成 18 年度に審議してきた地域の課題とその解決策（専門部会長）」「地域の課題解決にあたっては誰がいつどうやって取り組むのか（区長）」等について、報告がなされた（カッコ内は報告者）。

麻生区区民会議では「心が響きあう地域づくり」をテーマとして掲げ、区民同士が分かり合えるような地域をつくるという観点で個別テーマを設定している。

その実践として、市政だよりや区のホームページでの広報や、タウン誌や一般紙への掲載を働きかけるなど会議の開催状況など区民会議の取組に関する情報を広く発信するとともに、区役所内への区民提案箱の設置や会議傍聴者へのアンケート等を通じて、常時、区民や委員から区民会議での検討課題を募集している。

ウ モデル事業を実施する事例

多摩区区民会議では「多摩区の魅力づくり」を大きなテーマとして掲げ、地域の中で豊かな生活が営めるよう、次の三つの専門部会と、「協働推進事業」等について調査審議を行う「協働推進部会」を設けている。

①「区民情報ひろば部会」では多摩区の地域情報を区民が交流・提供しあう仕組みづくりに向けた取組、②「まちおこし部会」では駅前広場等を活用して、音楽や文化の発表を行うことによりまちづくりにつながるような具体的な実践に結びつける取組、③「こどもの外遊び部会」では自然環境の中で子どもの知育や子育てを楽しむ場を地域でつくる取組を進めている。

情報共有を密にするためミーティングを積極的に開催している点や、区民会議で取り上げられたテーマについてモデル事業の実施による検証を交えながら調査審議を行っている点が特徴である。

モデル事業は、企画から実施まで区民会議が主体となって取り組んでいる。一方、区は、モデル事業実施場所の使用に当たっての関係行政機関との調整などを行っている。

(3) 課題整理とその解決に向けたケーススタディ

本委員会では、ケーススタディとして区に対してヒアリングを実施するとともに、区民会議に関する現状把握と課題整理のため、各区区民会議委員及び事務局である区に対して、課題調査を実施した²⁵。この調査は、自治運営の基本原則（情報共有、参加及び協働）の視点から、地域の課題の「集約・選定」、「検討（調査審議）」、「解決に向けた取組」の各プロセスにおける運営上、制度上の課題について、区と区民会議委員を対象として行った。

<区民会議に係る調査結果概要>

ア 地域の課題の「集約・選定」段階における課題

| | |
|---|---|
| ① | 課題に関するアンケート回収数や意見が少ない。区民からの幅広い意見集約が必要 特に若年層の関心ごと、ニーズ把握が必要（★） |
| ② | 課題選定の際、特定の分野に偏在しないよう、公平性を確保することが必要 |
| ③ | 課題は、市全体の問題や身近なコミュニティの問題が多く、区全体の課題として集約することが必要（★） |

（注）「★」印：区民会議委員からの意見、無印：区、区民会議委員双方からの意見



A「区民会議が選定した地域の課題の的確性や分野のバランスの確保の必要性」

²⁵ 資料編 p.63～66 を参照

イ 地域の課題の「検討・審議」段階における課題

| | |
|---|--|
| ① | 分野別の討議になる傾向にあり、その場合、既にその課題に取り組んでいる団体等がある場合、区民会議での審議が屋上屋をかす恐れがある（★） |
| ② | 多様な活動分野から選出された委員間では、選定した課題に関する経験や情報の差があることや、時間的制約から、委員間での課題の共通認識の形成が必要 |
| ③ | 会議開催数や時間的制約から、議論の深まりが不十分になる場合がある（★） |
| ④ | 専門部会等と区民会議全体会の連携、情報共有が課題 |
| ⑤ | 委員同士の自発的な情報共有の活発化が課題（■） |
| ⑥ | 区と局との間で、区民会議の仕組み等に関する共通の理解が不十分（■） |
| ⑦ | 夜間開催は子育て世代の参加が得にくく、土、日曜日は団体の活動日と重なり参加が難しくなるなど、共通の日程調整の難しさがある。 |
| ⑧ | 解決策の検討まで至っていない |
| ⑨ | 区民・団体との連携はまだ限定的。検討・審議の段階から区民・団体を巻き込んでいくなど、取組に対して間接的な参加、協働を促す仕組みが必要 |

（注）「■」印：区側からの意見、「★」印：区民会議委員からの意見

無印：区、区民会議委員双方からの意見



B

委員間での共通認識の形成の必要性

共通の会議日程の設定の難しさ

検討・審議の段階からの区民・団体との連携を促す仕組み構築の必要性

ウ 地域の課題の「解決に向けた取組」段階における課題

| | |
|---|---------------------------------------|
| ① | 区民等を巻き込む大きな動きにはいたっていない。団体等との連携も限定的 |
| ② | 課題や取組に対する委員間の共通認識の形成が不十分（★） |
| ③ | 区民会議が課題解決まで担うのか、区民会議の役割を含めた実施主体の整理が必要 |
| ④ | まちづくり推進協議会等の団体と、区民会議との役割分担が不明確 |
| ⑤ | 区民会議の調査審議内容と地域の自主的な課題解決の取組との連携が課題 |
| ⑥ | 地域の自主的な課題解決の取組を区役所が支援していく仕組みづくりが不十分 |
| ⑦ | 市全体で取り組むべきものと、区単独で取り組むことのできるものの整理が不十分 |

（注）「★」印：区民会議委員からの意見、無印：区、区民会議委員双方からの意見



C 「地域の課題解決に向けた取組を実施するための仕組みの不十分さ」

(4) 区民会議（第22条）に関する調査結果の検証

調査結果から明らかになった特徴的な課題は、次の3点であった。

- A 「区民会議が選定した地域の課題の的確性や分野のバランスの確保の必要性」があり、区民会議の取組をもっと広く区民に知ってもらう必要性を指摘した意見が多かったこと。
- B 「検討・審議」過程において、時間的制約等がある中で、多様な活動背景を持つ委員同士が課題に対する「共通認識の形成」を図ることの難しさなどがあり、よい手法を模索している状況であることが分かったこと。
- C 区民会議が、参加及び協働による区における課題の解決を目的として設置された機関であることから、「地域課題の解決に向けた取組」への具体的な仕組み、手法等を求める意見が多かったこと。

以上を区からのヒアリング結果と併せて考えると、課題Aについて参考になる取組としては、宮前区における区民会議フォーラムの開催、麻生区におけるタウン誌や一般紙への掲載の働きかけなど、区民が参加し、区民会議の課題等について意見交換ができる機会を設けたり、行政情報を民間情報と一緒に発信したりして、広く市民の目に触れる情報発信手法を工夫していることなどが挙げられる。また、課題Bについて参考になる取組としては、中原区における、ビデオなど映像資料を活用した分かりやすい報告に基づいて区民会議で議論することで、地域の課題や取組のイメージの共有化が図られていることが挙げられる。さらに、課題Cについては、多摩区における、ミーティングを積極的に開催する取組やモデル事業の実施による検証を交えながら調査審議を行っていることが挙げられる。

こうした取組事例を各区の区民会議で共有するとともに応用して、それぞれの取組が一層充実していくことが期待される。

(5) 区民会議の目指すべき方向性

(1)から(4)までに述べたように、本格実施からおおむね2年を経過した区民会議については、様々な課題を浮き彫りにしながらも、自治の実践の場としての役割を十分果たしていると言える。ここでは、それらの取組状況と課題等を踏まえて、その方向性を検証した。

ア 自治の実践につながる区民会議の運営

区民会議は、自治の実践の場であって、その運営を行政が決めるべきではなく、委員の主体性を尊重することが大切である。現在は、区民会議の形をつくっている段階であり、情報共有を重点的に取り組んでいるところ、モデル事業の実施といったアクションに力を入れているところなど多様である。

試行錯誤しながらも、区とともに区民会議委員が区民会議の運営を実践し、学び合うことで、自治の水準が上がる。各区の多様性を踏まえて市民が自ら、自分たちの区のモデルを模索することこそが自治の原点である。

そうした意味で、各区の区民会議における多様性は大いに意味があると考えられる。

イ 広い区民の関心の獲得

A「集約・選定」段階における「区民会議が選定した地域の課題の的確性や公平性の確保についての課題」、C「解決に向けた取組」段階における「地域の課題解決に向けた取組を実施するための仕組みの不十分さ」は、いずれも区民会議に関する区民・団体の認知度や参加意識の不十分さが原因の一つであった。

地域の課題解決に向けては、区民会議委員の取組に加えて、様々な地域活動団体、グループや区民等に関心や共感を持ってもらうとともに参加・連携してもらうことが望まれる。区民会議を通じて多くの区民が意見交換をするとともに、連携し合う場として開かれた会議が形成できるかが問われている。

そのためには、引き続き、区民会議の取組内容をPRすることが求められる。具体的には、マスメディアに取り上げられるように内容を分かりやすく発信する工夫をしたり、多様なメディアを活用して情報発信したりしていくことが効果的である。

ウ 委員同士の情報共有

多様な活動分野を担う区民同士での情報共有は、問題意識の違いや活動体験の違いなどにより難しさを伴うことがある。「検討・審議」過程における課題として、限られた回数で、多様な活動分野から選出された委員間で実効性のある議論をすることの難しさが指摘されていた。

そうした中で、効果的に調査審議を進めていくためには、委員同士が、地域の課題や区内の活動団体の取組状況について十分に情報を共有していくことが重要である。

委員がそれぞれ持っている活動情報や課題に関する情報等を報告し合ったり、各専門部会等で審議された内容など基本的な情報を整理して配布したりすることにより委員間で共有していくことが求められる。

また、分かりやすい資料を事前に提供する取組や、審議時にファシリテーションの手法²⁶を活用することなど、会議運営や議論の進行に関する技術的な工夫を行うことも情報共有を推進するための一つの方法である。

²⁶ 会議の場などで、中立的な立場から、発言を促したり、話の流れを整理したりすることで参加者の相互理解を促進し、合意形成に導く手法・技術・行為の総称（参考：フリー百科事典『ウィキペディア』）

エ 関係団体との連携

地域の課題解決に向けた取組を実施し、区内に広げていくためには、区民会議の委員のみでなく、関係団体と連携して取組を推進していくことが重要である。

また、「検討・審議」段階から、「解決に向けた取組」段階で取組を広めていく担い手を想定し、連携をしていく必要がある。

区民会議委員が、自らの出身母体に区民会議で審議された内容等を持ち帰って自らの活動に反映させていくとともに、区民会議のネットワークを通じて市民活動団体等の活動を点から線、線から面へつなげられれば一層効果的である。日ごろからネットワークづくりを図ることなどにより、委員が自らの出身母体からの参加や、活動に関係している人を含め多くの区民に地域の課題が共有化されるとともに区民会議の取組が広まっていくことが期待される。

その中で区民会議は、地域の課題解決に向けて、まちづくり推進組織などの団体と互いに連携し合って、区内の様々な活動を有機的に結び付けていく役割を果たすことなどが期待される。

オ 各区の区民会議の交流

各区の区民会議同士が学び合いながら、取り組んでいくということも大切である。区民会議は地域の身近なテーマを扱うが、横のつながりができることで、これまで区単位では見えてこなかった地域の課題解決の手法などが新たに見えてくる可能性もある。各区がお互いに協力し合って取組を発展させていくような形も求められる。

カ 地域の課題解決に向けた取組を実施する仕組みづくり

課題解決に向けた取組をどのように推進していくのかという課題は、担い手の問題や地域の課題に対する共通認識の形成、地域住民組織や市民活動団体など地域で活動する団体と区民会議との連携の推進など複数の課題が絡んでいるが、取組の実施を意識した審議や、取組の実施を担保する仕組みづくりが期待される。

特に地域の課題解決に向けた取組の担い手として、いかに広く地域で活動する団体との連携を得られるかということがポイントになる。区民会議は区民による地域の課題解決の場であるとともに協働の場でもある。その機能を充実させていくためには、多摩区の事例のように区民会議がモデルとなる取組を行うことも考えられる。

また、区は、区民会議と地域で活動する団体とが情報共有しやすい環境を整備するなど取組を実施しやすくするための仕組みづくりを推進することが求められる。さらに、市全体の中でも区民会議に対する機能や役割についての認識を共有し、協力連携体制を強化していくことが期待される。

Ⅳ 市民自治の推進に向けた10の提言

以上の取組や方向性などを踏まえて、本委員会では、自治基本条例に基づく市民自治の推進に向けて、効果的な手法や仕組みなどについて、「総合的な自治の醸成」、「協働のまちづくり」、「情報共有」及び「区民会議」の項目に整理し、次のとおり10の提言を取りまとめた。

<総合的な自治の醸成>

1 自治に向き合う職員の育成

2 自治意識の醸成

<協働のまちづくり>

3 協働実践の共有

4 協働推進施策の整備

<情報共有>

5 政策形成過程の情報共有の推進

6 ターゲットを見据えた情報発信の手法等の構築

7 情報コンシェルジュ機能の充実

<区民会議>

8 区民会議の情報発信の推進

9 区民会議と関係団体との連携の推進

10 各区区民会議の交流の推進

＜総合的な自治の醸成＞

1 自治に向き合う職員の育成

市が自治基本条例の理念に基づき様々な施策を効果的に展開していくためには、市職員の一人ひとりがその理念を十分に理解する“市民自治に向き合う職員”としての基本的な考え方やスキルを身につけることが求められている。

そのためには、自治基本条例の理念を踏まえて、新規施策の実施や既存施策の見直しができるような知識、経験、能力等を備えるため、座学研修に加えて、人事交流などOJTによる実践の場を活用した人材育成を体系的な仕組みとして構築していくことが必要である。

その一環として、市職員のキャリア形成を行う上で、区役所をはじめとした実践の現場に配属するなどのプログラムを体系化していくことも重要である。

2 自治意識の醸成

市民自治を推進していくためには、自治を自分自身の問題として育む自治意識の醸成に取り組んでいくことが求められる。

そのためには、身近な自治を体験することが効果的である。例えば、生涯学習や様々な地域活動の場を通じて、身の回りで行われている自治の取組を体験できるきっかけづくりを行うことや、学齢期から自治の理念や取組事例などを取り入れた副読本などを活用して、自治のイメージを持ってもらう機会を設けることなどが挙げられる。

長期的視野に立って考えると、まずは地域社会や子どもの教育の場面を通じて、自治に関する知識を育むことなどにより、将来大きな自治の力となることが期待される。

シニア世代や子どもをはじめ、市民が、地域での活動に参加したり、日常生活で当たり前のように行われている自治の取組を考えたりするきっかけづくりを行うことなどにより、自治意識を醸成していくための環境整備を図ることが必要である。

＜協働のまちづくり＞

3 協働実践の共有

市が、協働の取組を更に進めていくためには、各局区が協働の取組を共有していくことに加えて、多くの市民との間で「協働実践の共有」を図ることが効果的である。

そのためには、協働型事業の実践などを通して、市と市民との役割や責任の分担、調整の方法など、協働の形を具体的に示していくとともに、協働型事業の情報やイメージを共有し、着実に共通認識を深めていくことが重要である。

4 協働推進施策の整備

市においては、区による協働型等の事業提案制度の実施や、協働型事業のルールの策定を行っており、そうした取組により、今後多くの地域の課題を解決に結び付けていくことが求められている。

そのためには、第32条に基づき協働型事業のルールや区における協働型等の事業提案制度を円滑に運用し、結果の検証を適切に実施するとともに、協働に関する相談や事業調整の仕組みを構築・運用することが重要である。

また、地域における市民協働拠点としての区役所機能の充実が期待される。

<情報共有>

5 政策形成過程の情報共有の推進

第6条では、市民の権利として「市政に関する情報を知ること」や「政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること」を保障することが規定されており、政策の形成過程においても市民の市政への参加の一層の推進を図るため、政策形成過程の情報共有を推進していくことが求められている。

そのためには、施策の背景や意思決定の材料となった情報、加工されたり集計・分析される前の一次情報なども含む政策形成過程の情報等のうち、提供すべき情報の種類などについて基準を整備した上、可能な限り、積極的に情報提供していくことが重要である。

6 ターゲットを見据えた情報発信の手法等の構築

インターネットを活用するホームページやメールマガジンなどの情報発信は、市政だより等の紙媒体によるものを補完する役割を果たすとともに、今後は、様々な市民に確実に情報を届ける役割を担うことが求められている。

そのためには、市政だより等の全世帯を対象とし、計画的に情報を発信する手法と併せて、世代や地域などのターゲットを見据えながら、情報を届けたい相手が日ごろからどのような媒体で情報を得ているかなどの特性をよく理解した上で情報発信する、「クロスメディア」の手法等を更に活用していくことが重要である。

7 情報コンシェルジュ機能の充実

市政情報は膨大であるとともに様々な分野にわたっており、市民が必要とする情報の有無や所在、知るための手法が市民の身近なところで分かりやすく整備されている必要がある。

そのためには、例えば、日常生活に関する情報や審議会等の開催状況、議論の内容などを含めた情報などについて、市民に分かりやすく、体系的に整理して提供する手法を、インターネットなどの活用により構築するとともに、市民に必要な情報

まで案内する「情報コンシェルジュ」としての機能を総合コンタクトセンターなどにおいて充実させていくことが重要である。

<区民会議>

8 区民会議の情報発信の推進

区民会議は、参加と協働により地域の課題を自ら解決していく実践の場として、また、より多くの区民が意見交換し、連携し合う場として機能することが必要である。

そのためには、現在行っている区民会議に関する取組、課題等についてのフォーラムの開催や独自の広報紙の作成などに加えて、今後はあらゆる機会や様々な広報媒体等を活用し、継続的に PR や広報を行うことにより、更なる区民会議に関する情報の共有化を図り、多くの区民に支えられる開かれた会議となっていくことが重要である。

9 区民会議と関係団体との連携の推進

区民会議には様々な団体が調査審議に参加しており、これまで活動してきた経験やノウハウ、ネットワークなどを提供しあうことができる委員構成になっている。地域の課題解決に向けて、そうした多様な背景を持った委員が、自らの出身母体や関係団体と更に連携して取組を推進していくことが必要である。

そのためには、区民会議委員が、自らの出身母体を巻き込んで取組を広げていくとともに、委員のネットワークを通じて、また、区民会議の事務局において、区民会議と地域をつなぐコーディネーター機能を強化して、市民活動団体等の活動を点から線、線から面へつなげて、地域の課題解決に向けた糸口をつかむことが重要である。

10 各区区民会議の交流の推進

区民会議においては、地域の課題解決に向けた取組を進めていくために、各区の区民会議委員同士が交流するとともに、相互に連携を図ることも必要である。

そのためには、例えば、区民会議委員同士で情報交換を行い、学び合う場などを設定したり、また、区民会議が互いに課題解決の成功例などを持ち寄り、それらを生かしながら地域の課題解決に向けた取組を発展させていくことが重要である。

川崎市自治推進委員会報告書
～市民自治の推進に向けた10の提言～

【第1期】

平成20年3月

川崎市自治推進委員会

事務局 川崎市総合企画局自治政策部
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-2094 FAX 044-200-3800
メールアドレス 20ziti@city.kawasaki.jp